

「公職選挙法の一部を改正する法律案」骨子（案）

1 衆議院議員の定数

衆議院議員の定数を400人（現行480人）とし、比例代表選出議員を100人（現行180人）とする。

2 衆議院の比例代表の各選挙区における定数

衆議院の比例代表の各選挙区における定数は、次のとおりとする。

北海道	4人	（現行 8人）
東北	7人	（現行 14人）
北関東	11人	（現行 20人）
南関東	13人	（現行 22人）
東京都	10人	（現行 17人）
北陸信越	6人	（現行 11人）
東海	12人	（現行 21人）
近畿	16人	（現行 29人）
中国	6人	（現行 11人）
四国	3人	（現行 6人）
九州	12人	（現行 21人）

3 その他

（1）施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

（2）選挙運動の数量規制

衆議院名簿届出政党等の選挙運動のうち、新聞広告の寸法等の算定基礎となっている衆議院名簿掲載者の数の上限を16人（現行28人）とする。

※ 上記の改正に伴い、新聞広告の寸法・回数、政見放送の放送時間・回数及び選挙公報の寸法の基準となる衆議院名簿掲載者の数の区分を定める省令・告示を改正する。

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四百八十人」を「四百人」に、「百八十人」を「百人」に改める。

第四百四十九条第二項中「二十八人」を「十六人」に改める。

別表第二北海道の項中「八人」を「四人」に改め、同表東北の項中「十四人」を「七人」に改め、同表北関東の項中「二十人」を「十一人」に改め、同表南関東の項中「二十二人」を「十三人」に改め、同表東京都の項中「十七人」を「十人」に改め、同表北陸信越の項中「十一人」を「六人」に改め、同表東海の項中「二十一人」を「十二人」に改め、同表近畿の項中「二十九人」を「十六人」に改め、同表中国の項中「十人」を「六人」に改め、同表四国の項中「六人」を「三人」に改め、同表九州の項中「二十一人」を「十人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

理由

衆議院比例代表選出議員の定数を八十人削減し、衆議院議員の定数を四百人、そのうち比例代表選出議員の定数を百人とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公職選挙法の一部を改正する法律案新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
選挙区	議員数	選挙区	議員数
別表第二（第十三条関係）	3～6（略）	別表第二（第十三条関係）	3～6（略）
2・3（略）	（議員の定数） 第四条 衆議院議員の定数は、 <u>四百人</u> とし、そのうち、三百人を小選挙区選出議員、 <u>百人</u> を比例代表選出議員とする。	2・3（略）	（議員の定数） 第四条 衆議院議員の定数は、 <u>四百八十人</u> とし、そのうち、三百人を小選挙区選出議員、 <u>百八十人</u> を比例代表選出議員とする。
（新聞広告） 第四百四十九条（略）	2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙については、衆議院名簿届出政党等は、総務省令で定めるところにより、当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数（ <u>十六人</u> ）を超える場合においては、 <u>十六人</u> とする。以下この章において同じ。）に依りて総務省令で定める寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、総務省令で定める回数を超えて、選挙に関する広告をすることができる。	（新聞広告） 第四百四十九条（略）	2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙については、衆議院名簿届出政党等は、総務省令で定めるところにより、当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数（ <u>二十八人</u> ）を超える場合においては、 <u>二十八人</u> とする。以下この章において同じ。）に依りて総務省令で定める寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、総務省令で定める回数を超えて、選挙に関する広告をすることができる。

富山県	新潟県	北陸信越	東京都	山梨県	神奈川県	千葉県	南関東	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	北関東	福島県	山形県	秋田県	宮城県	岩手県	青森県	東北	北海道
-----	-----	------	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----

		六人	十人				十三人					十一人							七人	四人
富山県	新潟県	北陸信越	東京都	山梨県	神奈川県	千葉県	南関東	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	北関東	福島県	山形県	秋田県	宮城県	岩手県	青森県	東北	北海道

		十一人	十七人				二十二人					二十人							十四人	八人
--	--	-----	-----	--	--	--	------	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	--	-----	----

山	広	岡	島	鳥	中	和	奈	兵	大	京	滋	近	三	愛	静	岐	東	長	福	石
口	島	山	根	取	国	歌	良	庫	阪	都	賀	畿	重	知	岡	阜	海	野	井	川
県	県	県	県	県		山	県	県	府	府	県		県	県	県		県	県	県	県

六人

十六人

十二人

山	広	岡	島	鳥	中	和	奈	兵	大	京	滋	近	三	愛	静	岐	東	長	福	石
口	島	山	根	取	国	歌	良	庫	阪	都	賀	畿	重	知	岡	阜	海	野	井	川
県	県	県	県	県		山	県	県	府	府	県		県	県	県		県	県	県	県

十一人

二十九人

二十一人

四 国

徳島県

香川県

愛媛県

高知県

九 州

福岡県

佐賀県

長崎県

熊本県

大分県

宮崎県

鹿児島県

沖縄県

三人

十二人

この表は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五
条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の
結果によつて、更正することを例とする。

四 国

徳島県

香川県

愛媛県

高知県

九 州

福岡県

佐賀県

長崎県

熊本県

大分県

宮崎県

鹿児島県

沖縄県

六人

二十一人

この表は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五
条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の
結果によつて、更正することを例とする。